

## 原油価格・物価高騰対策緊急支援金（農業者）交付要領

（趣旨）

第1条 町長は、新型コロナウイルス感染症禍における原油価格・物価高騰により影響を受ける農業者を支援するため、予算の範囲内において、九十九里町補助金等交付規則（昭和47年九十九里町規則第7号。以下「規則」という。）及びこの要領に基づき、支援金を交付する。

（定義）

第2条 この要領において「農業者」とは、令和3年分の確定申告又は令和4年度町民税・県民税申告（以下「申告」という。）において15万円以上の農業収入（以下「農業収入」という。）を有する個人又は法人をいう。

（交付の対象となる者）

第3条 交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する農業者とする。

（1）申請時において、町内に住所を有していること（法人にあっては、町内に主たる事業所を有していること。）。

（2）今後も農業経営を継続する意思を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が暴力団員であること

を知らながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 法人その他の団体であつて、その役員等のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる申告における農業者の農業収入の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 農業収入の額が15万円以上50万円未満 1万円

(2) 農業収入の額が50万円以上300万円未満 5万円

(3) 農業収入の額が300万円以上500万円未満 10万円

(4) 農業収入の額が500万円以上1,000万円未満 15万円

(5) 農業収入の額が1,000万円以上 20万円

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請は、町長が定める期日までに、原油価格・物価高騰対策緊急支援金（農業者）交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 令和3年分の確定申告書又は令和4年度町民税・県民税申告書（法人にあつては、決算書を含む。）の写し

(2) 暴力団排除に関する誓約書（別記第2号様式）

(3) その他町長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 規則第6条第1項の規定による通知は、原油価格・物価高騰対策緊急支援金（農業者）交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、これを行うことを要しない。

(額の確定)

第8条 規則第14条の規定による支援金の額の確定の通知は、規則第6条第1項の規定による通知をもって代えるものとする。

(暴力団密接関係者)

第9条 規則第17条第1項第3号の町長が定める者は、第3条第2項第2号から第4号までのいずれかに該当する者とする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月19日から施行し、令和4年度分の予算に係る支援金から適用する。